

コンプライアンスの確立に向けた基本方針

福留開発株式会社

1. コンプライアンス確立の宣言

福留開発株式会社は、法令を遵守することも含めて、企業の社会的信頼を維持向上させるために必要となる事柄を実践する。当社では遵守すべき重要な事柄をコンプライアンス行動規範としてまとめ、私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先とすることを、ここに宣言します。

2. 責任ある社内組織の設置

コンプライアンス委員会を設置し、代表者を責任者とする。

主な役割として、法令等遵守体制強化のための具体的な施策の提言及び役職員に対するコンプライアンス関連研修実施状況を把握する。また、必要ならば外部有識者に要請する。

3. コンプライアンス担当部署（相談窓口、内部通報窓口）の設置及び明示

コンプライアンス推進室を設置する。コンプライアンス推進室長を相談窓口及び内部通報窓口として、調査確認し、定期的にコンプライアンス委員会に報告する。

4. コンプライアンスマニュアルの作成

コンプライアンスのマニュアルを作成し、周知徹底する。

5. 定期的な経営陣に対する研修の実施

社内外でのコンプライアンスの研修（定期、随時）を行う。

必要とあれば、全役職員についてもコンプライアンスの研修を随時行う。

6. 定期的な社内研修の実施

社内での研修を定期的に行う。

7. 定期的な調査の実施

コンプライアンス推進室が定期的に調査確認する。

8. 違反行為に対する社内処分と責任の明確化

福留開発株式会社 就業規則第10章の規定に準ずる。

9. 関係機関におけるコンプライアンスの確立に向けた取組への積極的な参加・協力

研修会への参加や、高知県建設業協会が策定する改善計画に基づく取組への協力など、関係機関が実施するコンプライアンスの確立に向けた取組への積極的に参加協力する。

10. 事後のフォローアップ

コンプライアンス推進室が、内部通報及び相談又コンプライアンスマニュアル遵守を調査確認し、定期的に改善計画を立てる。改善計画をコンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会での決定事項を、コンプライアンス推進室が全役員に指示及び報告する。